

## 令和3年度第1回釧路市空家等対策協議会議事録

日時・場所：書面開催

- 議題
- 1 会長の選出について
  - 2 空家等確認件数の推移について
  - 3 不良空家等除却補助の実績について
  - 4 釧路市空き家無料合同相談会の開催結果について
  - 5 北海道宅地建物取引業協会釧路支部への空家等の位置情報の提供について
  - 6 特定空家等の認定について

### 1 議事に対する意見、質問等、及び建築指導課の回答

- (1) 議題1 会長の選出について [資料1ページ関係]  
(中村委員の会長選出について) 異議なし・意見なし

- (2) 議題2 空家等確認件数の推移について [資料2ページ～3ページ関係]  
意見者 会長

人口減少に伴い空家等は増加し、特に橋南地区に対策が必要であると考えられる。

回答 建築指導課

特に橋南地区で空家等が多い状況については以前より把握しているところです。現在、北海道行政書士会と連携して町内会向けに空家等の発生抑制を目的とした予防啓発のセミナーの開催を検討しており、まずは橋南地区の町内会から進めてまいりたいと考えております。

意見者 委員

特定空家のうち5件減少したことは評価できると思いますが、空家が60件増えていることから、今後もより一層の取組が必要だと感じました。

回答 建築指導課

今後とも空き家の所有者に対しては適切な指導・助言を行うとともに、不良空家等除却補助金や空き家無料合同相談会などを継続的に実施する等、空き家抑制についての取組についても行ってまいります。

(次頁に続く)

(3) 議題3 不良空家等除却補助の実績について [資料4 ページ～5 ページ関係]

意見者 会長

除去補助の実績は順調であるが、より一層の支援が必要であるのではないか。

回答 建築指導課

現在は30件の予算の中、毎年執行残額が出ている状況にあります。まずは、予算を満額執行となるようにさらなる周知に取り組み利用促進に努めてまいります。

質問者 委員

仮交付決定と交付決定に毎年件数の差異が見られますが、仮交付決定を受けていて解体工事の日程が間に合わなかった申請者については、次年度に再申請等はできるのでしょうか。

回答 建築指導課

次年度以降の再申請は可能でございます。実際に、そのような理由で交付決定に至らなかった方に対しては、次年度の当該補助制度について、改めてご案内しています。

質問者 委員

2022年度(R4)の補助の予算はどの位の金額で見込んでいるのでしょうか。

回答 建築指導課

2022年度(令和4年度)につきましては、補助の予算は900万円です。

意見者 委員

地道に継続していくことが必要と考えます。

回答 建築指導課

今後とも継続的に取り組んでまいります。

(4) 議題4 釧路市空き家無料合同相談会の開催結果について [資料7 ページ～8 ページ関係]

意見者 会長

相談者を増やすため、より一層の広報が必要であるのではないか。

回答 建築指導課

現在においては広報くしろ、報道依頼、市有施設へのポスター掲示、フェイスブック等で周知を図っております。今後とも、より空き家所有者に周知できる方法がないか検討してまいります。

意見者 委員

今後も続けてほしい事業だと思う。

意見者 委員

一定数の相談が寄せられているようですので、今後も定期的に相談会を開催するとよいと思います。

意見者 委員

相談会があることは大切なことと思いますので、今後とも定期的な開催をお願いします。

回答 建築指導課

今後とも空き家の所有者等が相談できる機会を確保できるよう努めてまいります。

- (5) 議題5 北海道宅地建物取引業協会釧路支部への空家等の位置情報の提供について  
[資料9ページ～10ページ関係]

意見者 会長

情報提供が仕組みとして定着してきたので、今後とも着実に取り組みことが重要である。

意見者 委員

今後も積極的に続けてほしい。

意見者 委員

関係の皆様のご努力に感謝いたします。  
成果が簡単に出るものでないことは承知しておりますが、他事例も参考にさせていただき、どのような工夫が可能か、考えながらの取組をお願いします。

回答 建築指導課

本事業は利活用されていない空き家を売買の場にのせ、結果的に空き家の解消に結び付けられる有効な手段であると考えております。今後とも協力団体のご意見を踏まえながら、より効果的なものとなるよう取り組んでまいります。

- (6) 議題6 特定空家等の認定について [資料11ページ～16ページ関係]

意見者 会長

特定空家等の認定候補について、原案通りで異議なし。

意見者 委員

4件いずれもかなり危険な状態ですので、特定空家に認定することに賛成です。

回答 建築指導課

協議会としては特定空家等と認定していくことで確認していただいたものとして、今後の認定及び指導等を進めてまいります。

(7) その他

意見者 委員

社会福祉協議会では、成年後見制度を進めておりますが、その相談の中で家屋の処理が課題となることがあります。大半が、解体資金がないためにそのままになるとも聞いており、この空き家対策の取組を職員に周知していきたいと思っております。

回答 建築指導課

当市においても、被成年後見人の方の空き家が課題となっている例もありますことから、社会福祉協議会とも連携して空き家問題について取り組みたいと考えておりますので、今後ともご周知等へのご協力をお願いいたします。

意見者 委員

行政書士会として、空き家問題の解決に役立てるよう協力をしていきたいと考えています。よろしくお願い致します。

回答 建築指導課

当市としても、北海道行政書士会や協定締結各団体をはじめ、さまざまな方・団体等のご協力をいただきながら空き家問題について取り組んでまいりますので、今後ともご協力をお願いいたします。